

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 421 号）

〔 警察行政文書（組織犯罪対策）部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 30 日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表に記載した情報については公開すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和 4 年 7 月 31 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

（1）大阪府警察本部内にある犯罪収益金の押収や追徴について言及された書面（例規集、訓令を含む）

（2）大阪府警察本部内にある没収保全措置に関することに言及された書面（例規集、訓令含む）

2 令和 4 年 8 月 15 日、実施機関は、「文書の公開・非公開等を検討するにあたって調整が必要であり決定まで日数を要するため。」との理由を付して、審査請求人に決定期間の延長を通知した。

3 実施機関は、令和 4 年 8 月 29 日付けで、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・大阪府警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規）

・令和 4 年における組織犯罪対策の推進について（依命通達）

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（1）公開しないことと決定した部分

ア 警察電話番号

イ 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号

（2）公開しない理由

ア 警察電話番号

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警察電話番号等が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

イ 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、具体的な体制、捜査手法等が記録されており、これらは警察が行う取締等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(イ) 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、具体的な体制、捜査手法等が記録されており、これらは捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおれがある。

4 令和4年9月12日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

大阪府警本部が令和4年8月29日に審査請求人に対してした部分公開決定にて、公開しないことと決定した全ての部分の同決定取消しを求め審査請求をする。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

(1) 警察電話番号について

これについては一定の理解はできるものの公にしても問題のない電話番号や、既に公になっている電話番号まで公開しない決定をしていると思われるので審査請求する。

(2) 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号について

これらについては、個人情報の部分だけを黒塗りにすれば、捜査に影響はでな

い。警察捜査は税金でされているので、国民に隠す箇所、黒塗り部分箇所は極力減らし情報をオープンにし、国民が監査できるようにしたほうが公共の利益となる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第1条には「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り」という記述があり、捜査に支障が出ることを理由づけに個人情報以外の部分についてまで非公開にすることは同法律第1条の趣旨に反する行為である。

大阪府警側は、非公開部分には具体的な体制、捜査手法等がありそれが捜査安全秩序などの維持に支障を及ぼす恐れがあると主張している模様だが、これらについては〇〇〇〇（〇〇〇〇）が出している季刊誌、捜査研究やその他の警察官向け（一般人も購入できる）の本や雑誌、〇〇等でも知れるレベルの情報であり非公開にする必要性がない。

公開とすることで、実はかなり大阪府警が税金の無駄となるような非効率な体制、捜査手法をとっていたことの発見につながる可能性が高い。

国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とした同法律第1条の趣旨も含めて照らせば、極力、具体的な体制、捜査手法等についても個人情報部分を伏せてでも公開すべきである。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和4年9月12日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の本件処分は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

2 本件処分の理由

(1) 本件処分の妥当性

ア 警察電話番号の非公開

警察電話は、警察業務の連絡調整事務等に使用する電話回線であって、警察電話番号を公にすることにより、警察の捜査や事務を妨害しようとする者が、特定の番号に電話をかけ続けるといった妨害行為を行うなど、当該若しくは同

種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する情報であるとして、非公開としたものである。

イ 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号の非公開

これらの非公開部分には、組織犯罪対策の具体的な体制、捜査手法等が記録されており、これらを公にすることにより、犯罪を敢行しようとする個人や組織がこのような情報を入手することになれば、以降の取締りを逃れようと対応措置を講じられるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する情報であるといえる。

さらに、前記のとおり、組織犯罪対策の具体的な体制、捜査手法等が公になることにより、犯罪を敢行しようとする個人や組織が、取締りや捜査に対して対抗措置を講じるなどすれば、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第2号に該当する情報であるとして、非公開としたものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 警察電話番号について

審査請求人は、「これについては一定の理解はできるものの公にしても問題のない電話番号や、既に公になっている電話番号まで公開しない決定をしていると思われるので審査請求をする」と主張するが、警察電話番号が条例第8条第2項第1号に該当する情報であることは前記(1)アのとおりであり、本件決定において非公開とした警察電話番号については、「既に公になっている電話番号」には該当しないことから、審査請求人の主張は認められない。

イ 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号について

審査請求人は、これらについては、個人情報の部分だけを黒塗りにすれば、捜査に影響はでない、警察捜査は税金でされているので、国民に隠す箇所、黒塗り部分箇所は極力減らし情報をオープンにし、国民が監査できるようにしたほうが公共の利益となる、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第1条には「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り」という記述があり、捜査に支障が出ることを理由づけに個人情報以外の部分についてまで非公開にすることは同法律第1条の趣旨に反する行為である、大阪府警側は、非公開部分には具体的な体制、捜査手法等がありそれが捜査安全秩序などの維持に支障

を及ぼす恐れがあると主張している模様だが、これらについては〇〇〇〇が出している季刊誌やその他の警察官向け（一般人も購入できる）の本や雑誌、〇〇等でも知れるレベルの情報であり非公開にする必要性がない、公開することで、実はかなり大阪府警が税金の無駄となるような非効率な体制捜査手法をとっていたことの発見につながる可能性が高い、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とした同法律第1条の趣旨も含めて照らせば、極力、具体的な体制、捜査手法等についても個人情報部分を伏せてでも公開すべきであるなどと主張するが、これらの非公開部分が、それぞれ条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報であることは前記（1）イのとおりであり、実施機関は条例の趣旨を踏まえて本件決定を行っていることから、審査請求人の主張は認められない。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は決定通知書の公開しない部分について、「警察電話番号」及び「具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号」についての公開を求める旨の主張をするため、以下検討する。

(1) 警察電話番号についての検討

ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用しているので、以下、その該当性について検討する。

イ 条例第8条第1項第4号及び第2項第1号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

ウ 条例第8条第1項第4号及び第2項第1号の該当性について

警察活動にあつては、各種犯罪捜査や取締りを対象としているため、反感を招きやすく、警察活動の妨害を企図する者が現れることは容易に推測される。

このような考えから、本件対象文書の非公開部分である警察電話番号は、一般には公にしていない情報であり、もし公にすれば、妨害を企図する者等から、特定の電話に集中して電話をかけ続けるといった妨害行為が敢行される可能性があり、そうなると回線が不通となり、本来行うべき内部連絡、調整等の事務について著しい支障を及ぼすことが認められるため、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

(2) 具体的な体制、捜査手法、取締り対象、情勢、留意事項、報告等、廃止された通達名及び所属記号についての検討

ア 条例第8条第1項第4号、同条第2項第1号及び第2号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用し、かつ、条例第8条第2項第2号を適用しているので、以下、その該当性について検討する。

イ 条例第8条第1項第4号及び第2項第1号について

前記(1)イのとおり

ウ 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及

ばすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

エ 条例第8条第1項第4号、同条第2項第1号及び第2号の該当性について審査会において当該非公開部分を確認したところ、当該箇所には、警察における捜査手法、手順及び捜査対象に関する個々具体的な情勢並びに所属記号といった警察組織の体制に関わる情報が記録されていた。

審査請求人は、これらの情報が「〇〇〇〇が出している季刊誌やその他の警察官向け（一般人も購入できる）の本や雑誌、〇〇等でも知れるレベルの情報であり非公開にする必要性がない」として公開を主張しているが、当該部分は、警察の取締りや体制に関する情報であって、公にすることにより警察の捜査手法及び警察組織の体制を知ることが可能にし、取締りを逃れようとする者や組織が、捜査に対する対抗措置を講じるために利用することも考えられ、これらを公開すれば公正かつ適切な取締りに著しい支障を及ぼすことになることと認められる。

また、当該箇所に記載の、捜査の手法や捜査対象、取締方針、所属記号等の警察組織の情報等に関する具体的な内容は、犯罪捜査の情報でもあり、公にすることにより、犯罪を企図する者が将来の捜査過程を推測し、対抗措置をとる等犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会が認めることにつき相当の理由があると認められる。

よって、条例第8条第1項第4号、同条第2項第1号及び第2号に該当するとした実施機関の主張は妥当である。

しかし、当審査会において確認したところ、非公開部分の一部である「廃止された通達名」については、一般的な通達名、それらの文書に係る日付並びに文書の種別及び番号が記載されているに過ぎず、当該箇所を公開したからといって、実施機関が判断した、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれ及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないことから、条例第8条第1項第4号、同条第2項第1号及び第2号には該当せず、公開すべきである。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子

別表

本件行政文書	公開が妥当と判断した部分
○ 大阪府警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規）	<p>廃止された通達名部分</p> <p>1 頁目 9 行目 1 文字目から 39 文字目</p> <p>同 頁 9 行目 44 文字目から 46 文字目</p> <p>同 頁 10 行目全文</p> <p>同 頁 11 行目 1 文字目から 40 文字目</p> <p>同 頁 12 行目全文</p> <p>同 頁 13 行目 1 文字目から 38 文字目</p> <p>同 頁 13 行目 43 文字目から 45 文字目</p> <p>同 頁 14 行目全文</p> <p>同 頁 15 行目 1 文字目から 37 文字目</p> <p>同 頁 16 行目 12 文字目から 16 文字目</p>